

現業業務の見直しについて

現業業務については、民間委託のさらなる拡大に取り組むなど、県民ニーズに対応したより効率的・効果的な行政サービスを提供する執行体制を確立することが求められている。

このため、現業職員について、これまでに培われた知識や技術を確実に伝承しながら、円滑な業務移行に努めるとともに、新たな行政分野においても、その能力の積極的な活用を図ることとし、下記のとおり業務全般を見直すこととしている。

なお、他の任命権者（企業局、議会、教育庁、警察本部）においても、同様に見直しの検討を行うこととしている。

記

1 見直しの概要

(1) 業務の見直し

ア 業務の円滑な移行

県民サービスの維持や災害の未然防止等の観点に配慮しながら、業務を円滑に移行するため、県職員が行う必要性が考えられる業務等、業務ごとの課題に対し、適切な対策を講じる。

イ 段階的な移行

全体の業務移行は、平成19年度から順次業務委託の準備などに取り組み、平成20年度以降実施し、平成24年度末までに移行を完了する。

業務の移行に当たっては、原則として、職種、職場を一定の単位とし、取組期間中において、段階的な移行を行う。

ウ 移行年次

業務廃止となる職種は早期の移行を実施する。

民間委託となる職種は業務移行に必要となる条件を勘案し、移行を実施する。

なお、併せて、保安・危機管理への対策、必要となる経費、定員の管理などを考慮するものとする。

エ 見直しの方向

見直しの方向については、別紙一覧表のとおり

(2) 職員の処遇

見直しに伴い、現業職員に対し転任試験を実施し、合格した者は行政職への転任を行う。

2 今後のスケジュール

平成19年度	相談窓口の設置、全体説明会の開催(7/19～7/25) 転任試験の実施(H24年度まで毎年実施)
平成20年度～24年度	職種、職場を単位として順次移行

見直しの方向（16職種）

主な見直しの方向	職種	職員数 (人)	主な業務内容
業務廃止	運転	67	乗用、作業用自動車運転等の業務
	事務(※)	32	事務補助業務
	電話交換	17	電話交換業務
	調理	2	調理業務
	施設整備	4	総合グラウンド施設整備等の業務
	庁務	1	事務補助等の業務
	6職種	123	
民間委託	土木	123	道路の維持補修等の業務
	畜産(*)	40	家畜の飼育管理等の業務
	農業	21	農耕作業等の業務
	衛生	11	飼犬飼育管理の指導等の業務
	守衛	9	県庁舎の警備等の業務
	検査	8	衛生検査等の業務
	介護(*)	9	身体障害者その他収容者の介護業務
	操機	5	機械設備操作等の業務
	営繕(*)	3	庁舎施設整備保守管理等の業務
	ボイラー	4	ボイラー操作等の業務
	10職種	233	
16職種	356		

(注) 職員数：19年4月1日現在、主な業務内容：行政組織規則等より

(※) 一部民間委託を含む。

(*) 派遣引き揚げ等による業務廃止を含む。